

第28回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成28年10月7日

上富良野町農業委員会

第28回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年10月7日(金) 午後1時30分から午後2時5分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	9	舘尾 雄治	10	長谷川裕見
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

8	島田 政志				
---	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条第1項による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 土地の現況証明下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦	主査	甲斐 幹彦
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第28回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
9番 館尾雄治 委員に合わせ、ご唱和ください。

石橋委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。
定数に達しておりますので、これより第28回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
10番 長谷川裕見 君、1番 谷本嘉彦 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番と2番ですが、所有者は旭川市西神楽〇〇線〇〇号〇〇番地の〇〇〇〇さんですが、〇〇〇〇さん死亡による相続、相続人7名の共有名義です。〇〇地区の〇〇〇〇さんが元々所有されていた農地を〇〇〇〇さんが相続されました。〇〇〇〇さんもお亡くなりになられ、昨年相続があり7名の共有財産となりました。一旦、合意解約の手続きを取り、後程の議案で出てきますが新たな売買となります。

1番、〇〇地区、所有者は旭川市西神楽〇〇線〇〇号〇〇番地の〇〇〇〇さん他6名から〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積4,529㎡、平成28年9月26日引き渡し、斡旋により平成36年11月30日までの賃貸でしたが、売買を希望され合意解約となりました。

2番、〇〇地区、所有者は旭川市西神楽〇〇線〇〇号〇〇番地の〇〇〇〇さん他6名から〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積36,954㎡、平成28年9月26日引き渡し、斡旋により平成36年11月30日までの賃貸でしたが、売買を希望され合意解約となりました。

3番、〇〇地区、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから東京都渋谷区〇〇〇〇の〇〇〇〇会社さんへ賃貸されていた件です。畑4筆、面積5,518㎡、平成28年9月

事務局長 29日引き渡し、賃貸期間の満了に伴い合意解約となりました。
4番、〇〇地区、所有者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さんから東京都渋谷区〇〇
〇〇の〇〇〇〇会社さんへ賃貸されていた件です。田2筆、畑5筆、面積12,276.
73㎡、平成28年9月29日引き渡し、賃貸期間の満了に伴い合意解約となりました。
5番、〇〇地区、所有者は旭川市東光〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇
〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田1筆、面積20,430㎡、農地法3
条により平成33年11月30日までの賃貸でしたが、〇〇地区の土地改良事業に伴い
合意解約となりました。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたしま
す。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 諮問第1号について、ご説明いたします。〇〇〇〇法人〇〇〇〇から利用権の設定につ
いての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法
(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定める
にあたり貴会の意見を求める。

平成28年10月7日提出 上富良野町長 向山 富夫。

この件については、12月22日〇〇地区の斡旋によりまして、〇〇〇〇さんから〇〇
〇〇さんへの売買となったところであり、その際、〇〇〇〇公社の農地保有合理化事業
の対象としてすすめていくこととなりました。手続きとして、〇〇〇〇公社に買入れ協議
を求める件について、6月7日の農業委員会総会で議決を得、今回、〇〇〇〇公社が買
い入れるための集積計画を定めるものです。

〇〇〇〇公社の所有後は、賃貸借の手続きとなって、〇〇〇〇公社と受け手となる〇〇
〇〇さんとの5年間の賃貸契約となります。この賃貸についても利用集積計画を定め、
総会に諮問することとなります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
委員によります補足説明は、6月の第24回総会の審議の際に説明されていますので、
質疑に入ります。
質疑は、ありますか。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、諮問第1号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第1号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年10月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

1番、〇〇地区、出し手は旭川市西神楽〇〇線〇〇号〇〇番地の〇〇〇〇さん他6名。
受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積79,483㎡、売買です。

2番、〇〇地区、出し手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。受け手は〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん。畑4筆、面積5,518㎡、賃貸借です。今まで〇〇〇〇さんが賃貸借をしていた農地です。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 杉本隆一 委員」

杉本委員 4番 杉本です。議案第1号1番について、補足説明いたします。

出し手 旭川市西神楽の〇〇〇〇さん他6名

受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号、〇〇道路の西側になります。

〇〇〇〇さんから相続を受けられた〇〇〇〇さんら7名からの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号2番について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第1号2番について、補足説明いたします。

出し手 ○○線○○号の○○○○さん
受け手 ○町○丁目○番○号の○○○○さん
所在地は、○○地区、○○道路の南側になります。

過去、○○○○会社が賃貸していたところですが、合意解約により、○○○○さんが賃貸されることとして申請されたものです。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

館尾委員 ○○○○さんは何所かで営農されているのですか。

佐藤委員 数年前から○○地区でホップを栽培されております。○○○○を退職されてから認定農業者の資格を取得され、○○○○さんと○○○○さんの畑を賃貸借してホップを栽培しております。

議 長 よろしいですか。

館尾委員 はい。

議 長 日程第5 議案第2号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、○番○○○○委員の退席を求めます。(○番 ○○○○委員 退席)

議案第2号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長

議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求めます。

平成28年10月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されません。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

3番、〇〇地区、出し手は旭川市宮前〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇事務所さん。受け手は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。畑2筆、面積154㎡、売買です。国有地の払下げです。畑の一部が〇〇敷地に入っていたので払下げとなりました。

議 長

議案第2号について、提案に関する補足説明をお願いします。

「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員

9番 館尾です。議案第2号について、補足説明いたします。

国有地の払い下げとなります。

受け手 〇〇線〇〇号〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇号線沿いになります。

〇〇〇〇さんの農地の一部について、国有地でしたので払下げとなりました。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。

事務局長

〇〇〇〇さんに確認したところ、国の方から払下げの話があったとのこと。

谷委員

〇〇〇〇事務所となっているが、元は自治省の土地かと。今でも町の中にたくさんあるはずですか。

事務局長

登記の所有者は建設省です。

議 長

他にありませんか。

「なし」の声あり

これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇番〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇番 〇〇〇〇 着席)

議 長 日程第6 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第3号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成28年10月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農用地区域内での火山灰置場による一時転用、でございます。いずれも転用計画に問題はないと考えます。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

1番、申請地は〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇の内、地目は田、面積2,250㎡、目的は火山灰等置場です。
土地所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用申請者は〇町〇丁目の〇〇〇〇会社さん。転用の期間は許可日から平成29年12月31日まで。
〇〇〇〇会社さんで〇〇地区の〇〇〇〇さんの畑から火山灰採取をしており、ここに一部を仮置きしたいとのことです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第3号について、提案に関する補足説明を願います。
「6番 佐藤良二 委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。議案第2号について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
転用者 〇町〇丁目の〇〇〇〇会社、
所在地は〇〇地区、〇〇線〇〇号となります。
火山灰置場のため2年間（平成29年12月31日まで）の一時転用であり、隣接者の同意も得ており、転用には問題ないと思います。
この土地は細長いので〇〇道路側の入口のみです。〇〇〇〇会社さんから説明があったのですが、転用地内の全てに火山灰を置くことはせずに入出口を確保するとのことです。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局長 議案第4号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求めます。
平成28年10月7日提出 上富良野町農業委員会会長 青 地 修

審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

1番、〇〇地区、〇〇〇〇番〇〇、公簿は宅地、現況は畑、面積1,452.03㎡、所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。この土地は〇〇〇〇さんのお兄さんである〇〇〇〇〇さんがお住みでしたが、〇〇〇〇さんが取得されました。今までは宅地で倉庫が建っておりましたが8月に倉庫を取壊し畑にした。宅地から畑へ地目変更です。

2番、〇町〇丁目、〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇、公簿は田、現況は農地及び採草放牧地以外、面積は合計で504㎡、所有者は旭川市永山〇条〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇〇さん、申請者は代理人の旭川市春光台〇条〇丁目〇番地の〇〇〇〇〇さんが委任を受けて手続きを行っております。申請地は〇町〇丁目の〇〇〇〇〇の裏側にある〇〇〇〇〇の横です。元々〇〇〇〇さんがお住まいになられて昭和54年までは農地として使用していた。昭和55年に旭川市へ転居したあとは、昭和59年まで近くの方に賃貸していた。それ以降は耕作できないまま現在に至っている。本人からは、今後、農地として耕作する見込みは無いとのこと。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号1番について、提案に関する補足説明を願います。
9番 館尾雄治 委員

館尾委員 9番、館尾です。9月29日に井村悦丈委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

所有者は〇〇〇〇さん。
所在地は〇〇地区〇〇〇〇です。
過去、お兄さんの〇〇〇〇さんが住んでおられた所で、今年の8月に建物を取り壊したものです。
現地確認したところ畑となっています。
登記の公簿は宅地ですが、農地に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第4号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号2番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈委員」

井村悦委員 11番、井村です。9月29日に館尾委員、佐藤委員とともに現地調査を行いました。

所有者は旭川市にお住いの〇〇〇〇さん。所在地は〇町〇丁目です。
昭和59年頃までは農地として使用されていたようですが、現地確認による現地の状況は、雑草が生い茂り、住宅地区でもあり、農地としては認められない状況です。
登記の公簿は農地ですが、農地以外に地目変更しても支障ないと思います。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第28回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

全員ご起立ください。 「礼」

事務局長 以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時5分

上記第28回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年10月11日

上富良野町農業委員会長

上富良野町農業委員

上富良野町農業委員
